五　保育の心理学
六　子どもの保健
七　子どもの食と栄養
八　保育実習理論

［③］　認定地方公共団体の長は、保育原理等の科目のほか、地域の実情に応じ必要な科目について筆記試験を行うことができる。

［④］　実技試験は、保育実習実技について行う。

［⑤］　認定地方公共団体の長は、当該認定地方公共団体の長が実施する講習であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。

一　講習の時間数は、二十七時間以上とすること。
二　講習を実施するために必要な講師及び施設を有すること。
三　講師は、次のいずれかに該当する者であること。
イ　学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
ロ　認定地方公共団体の長がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
四　受講しようとする講習と同一の回の地域限定保育士試験における筆記試験の全てに合格した者（第六条の五十四の規定により読み替えて準用する第六条の十一の規定により筆記試験を免除されている者を含む。）であつて、その回の地域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。
五　講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

第六条の四十五　法第十八条の二十九の内閣府令で定める措置は、保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるようにするために行う地域限定保育士の専門性の向上に資する研修とする。

［条を加える。］

第六条の四十六　法第十八条の三十第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該年度において講じた試験問題の水準を確保するための方策
二　当該年度における試験問題の作成の体制
三　第六条の四十四第二項ただし書の場合にあつては、保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる科目として実施した科目の内容
四　当該年度において第六条の四十四第五項の講習を実施した場合にあつては、その実施の状況

［条を加える。］

第六条の四十七　法第十八条の三十二第一項に規定する指定地域試験機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地
二　法第十八条の三十二第一項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　地域試験事務のうち、行おうとするものの範囲
四　地域試験事務を開始しようとする年月日

［②］　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

［条を加える。］